

# 山梨県公報

号外第五十一号

平成二十一年

七月二十二日

水曜日

## 目次

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例	二
山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例	三
山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例	三
山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例	四
山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県県税条例の一部を改正する条例	〇
山梨県都市公園条例の一部を改正する条例	二
山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例	三
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	三

## 条例のあらまし

- 1 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(条例第四十号)(長寿社会課)  
介護職員の処遇の改善及び介護保険施設等の円滑な開設を図るため、山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
- 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

- 1 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(条例第四十一号)(長寿社会課)  
地域における介護サービス等のための基盤の整備の促進を図るため、山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
- 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

- 1 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例(条例第四十二号)(障害福祉課)  
地域における自殺対策の強化を緊急に図るため、山梨県地域自殺対策緊急強化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
- 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

- 1 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(人事課)  
退職手当の支払差止処分の事由に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為

- をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合を加えることとした。
- 2 退職手当を支給しないこととする処分事由に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる場合を加えることとした。
  - 3 退職手当の返納処分の事由に、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる場合を加えることとした。
  - 4 死亡退職した者の遺族への退職手当を支払った後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる場合は、当該遺族に対して退職手当の返納を命ずることができることとした。
  - 5 職員へ退職手当を支払った後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる場合等で既に当該職員が死亡しているときは、相続人に対して退職手当に相当する額の納付を命ずることができることとした。
  - 6 2から5までの処分を行う場合、人事委員会に諮問することとした。
  - 7 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（税務課）**
- 1 地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税等について次の改正を行うこととした。
    - (一) 個人県民税
      - (1) 平成二十一年から平成二十五年までに住宅に入居した者の住宅ローン控除について、所得税から控除しきれなかった額の五分の二を控除することとした。
      - (2) 「カバードワラント」といわれる証券化された金融商品の雑所得等について分離課税とすることとした。
    - (二) 不動産取得税
      - (1) 農地利用集積円滑化団体が農地を面的に集約する事業に伴って取得した土地に対する不動産取得税について特例措置を設けることとした。
      - (2) 産業活力再生特別措置法により認定を受けた計画に従って取得された事業用の不動産に対する不動産取得税について減額措置の対象を見直すこととした。
  - (2) (2)については公布の日から、(一)については平成二十二年一月一日から、(一)の(2)については平成二十三年一月一日から、(二)の(1)については農地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（都市計画課）**
- 1 小瀬スポーツ公園陸上競技場の電光掲示板を大型映像装置に改修することに伴い、次の改正を行うこととした。
    - (一) 電光掲示板（陸上競技場）の利用料金限度額を削ることとした。
    - (二) 大型映像装置の利用料金限度額を次のように定めることとした。
- アマチュア 一時間 八千四百円（文字のみを表示する場合は、四千二

百円）  
アマチュア以外 一時間 一万六千八百円（文字のみを表示する場合は、八千四百円）

(三) 大型映像装置により広告を表示する行為の利用料金限度額を次のように定めるととした。

表示画面の全部に表示する場合	一分	一万三千五百円
表示画面の一部に表示する場合	一平方メートル 一分	百円

- 2 この条例は、平成二十一年八月二日から施行することとした。
- 山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（新しい学校づくり推進室）**
- 1 山梨県立笛吹高等学校を笛吹市に設置することとした。
  - 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（警察本部警務課）**
- 1 警察法施行令の一部改正に伴い、総務室の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関するものを加えることとした。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。  
平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第四十号 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

- (設置)
- 第一条** 介護職員の処遇の改善及び介護保険施設等の円滑な開設を図るため、山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (積立て)
- 第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。
- (管理)
- 第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県条例第四十一号

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

**第一条** 地域における介護サービス等のための基盤の整備の促進を図るため、山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県条例第四十二号

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

**第一条** 地域における自殺対策の強化を緊急に図るため、山梨県地域自殺対策緊急強化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十三号

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第一条 間伐等の森林整備の一層の促進と林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、山梨県森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入す

るものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十四号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第二条の三」を「第二条の四」に、「第

四章 雑則(第十一条 第十四条)」を「第四章 退職手当の支給制限等(第十一条

第十八条) 雑則(第十九条・第二十条)」

第十八条) に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、第一章中同条を第二条の三

とし、第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて

生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第一号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者  
第三条第二項中「退職した者」の下に「(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第五条の二第二項中「第七条の四第五項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第七条第七項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)(全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る)」に改め、同項第十二号中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第十三号中「第七条の四第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同項第十五号中「第七条の四第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同項第十六号中「第七条の四第三項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、同項第十七号中「第七条の四第三項第四号」を「第八条第三項第四号」に改め、同項第十八号中「第七条の四第三項第五号」を「第八条第三項第五号」に改め、同項第十九号中「第七条の四第三項第六号」を「第八条第三項第六号」に

改め、同項第二十号、第二十一号及び第二十二号中「第七条の四第四項」を「第八条第四項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)(以外のもの)でその勤続期間が五年以上に改め、(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの(その勤続期間が一年以上四年以下のもの) 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

第六条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの(その勤続期間が零のもの) 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第五項

第一号中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

第七条の二中「こえる」を「超える」に改める。

第八条を削る。

第七条の四の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)」を「一般の退職手当等」に改める。

「第四章 雑則」を「第四章 退職手当の支給制限等」に改める。

第十一条を次のように改める。

(定義)

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととして退職を除く。以下この章において同じ。)(の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員が占めていた職(当該職が廃

止された場合にあつては、当該職に相当する職（を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう）。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

**第十二条**

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の二項を加える。

3 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条を第十九条とする。

第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十二条の次に次の六条及び章名を加える。

（退職手当の支払の差止め）

**第十三条**

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合におい

て、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払われない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。  
（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に

対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行うおとすときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）第十五条から第二十六条までの規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

**第十五条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するおとすにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から

五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行うおとすときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 山梨県行政手続条例第十五条から第二十六条までの規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

**第十六条** 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 山梨県行政手続条例第十五条から第二十六条までの規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

**第十七条** 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をし

た者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する山梨県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受け

ることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 山梨県行政手続条例第十五条から第二十六条までの規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会への諮問）  
**第十八条** 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第五章 雑則

附則第九項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十五項中「第十一条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第二十六項中「退職した者」を「退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十八年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに第七条の四」を「、第八条並びに第十九条第三項及び第四項」に改める。

附則第六項中「第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項及び第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改める。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月二十二日

山梨県条例第四十五号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の八の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第六十二条の九第二項中「前条第一項の農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第六十二条の十一第一項中「第二条第七項」を「第一条第三項」に改める。

附則第六条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第三号中「、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」を「若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条第二項中「（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を削る。

附則第六条の二第二項中「附則第四条」の下に「、附則第六条第一項」を加え、同条第三項中「附則第六条第一項」を「附則第六条の二第一項」に、「附則第六条の二第二項」を「前条第二項」に改め、同条を附則第六条の二の二とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第二十一条及び第二十二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計

額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合）は、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における法第三十七条の三及び第三十七条の四の規定の適用については、第三十七条の三中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第五条の四の二第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは、「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

附則第六条の三第二項第二号中「及び附則第六条第一項」を、「附則第六条第一項及び附則第六条の二第一項」に改め、同項第三号中「附則第五条の四第六項」の下に、「

附則第五条の四の二第五項」を加える。

附則第十条の二第三項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十一年六月二十二日」に、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、同項の表第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表第二号を削り、同表第三号中「第十条第一項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号中「第十四条第二項」を「第十四条第二項」に、「第十三条第一項」を「第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表を同表第三号とし、同表の次に次のように加える。

<p>四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画</p>	<p>特別措置法第十一条第一項の規定による認定（特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画</p>	<p>特別措置法第三十九条の二第一項の規定による認定（特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者</p>

附則第十条の六中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日」に改める。

附則第十一条中「第十六項及び第二十項」を「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」に改める。

附則第十二条中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」を「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」に改める。

附則第十二条の三第二項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

附則第十二条の八中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得

及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に改める。

**附則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条第一項第三号及び同条第二項の改正規定並びに附則第十二条の三第二項及び第三項の改正規定並びに次条の規定 平成二十二年四月一日
- 二 附則第十二条の八の改正規定 平成二十三年一月一日
- 三 第六十二条の八第一項、第六十二条の九第二項及び第六十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第十条の六、第十一条及び第十二条の改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日
- 四 附則第十条の二第三項の改正規定並びに附則第三条第三項の規定 公布の日

(個人の県民税に関する経過措置)

**第二条** この条例による改正後の山梨県県税条例（次条第二項において「新条例」という。）附則第六条第二項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

**第三条** 附則第一条第三号に定める日前のこの条例による改正前の山梨県県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第六十二条の八第一項、第六十二条の九第二項及び附則第十条の六に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**2** 新条例附則第十一条及び第十二条の規定は、附則第一条第三号に定める日以後の新条例附則第十一条に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧条例附則第十一条に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**3** 平成二十一年六月二十二日前に旧条例附則第十条の二第三項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡（同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第四十六号**

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六十号の表中

電光掲示板（陸上競技場）	一式一時間	四
電光掲示板（野球場）	一式一時間	三

電光掲示板（野球場）	一式一時間	三、〇〇〇
大型映像装置（陸上競技場）	一式一時間	八、四〇〇 （文字のみ示す場合は、四〇〇円）

〇円  
〇円  
を  
表  
に  
あ  
二

を表示する行為を除く。）を加え、同表に次のように加える。

大型映像装置により広告を表示する行為（表示画面の全部に表示す

一分

一三、五〇〇円

に改め、別表第六十二号の表中「行為」の下に「大型映像装置により広告

る場合( )		
大型映像装置により広告を表示する行為(表示画面の一部に表示する場合)	一平方メートル 一分	一〇〇円

別表第六第十二号の表に備考として次のように加える。

備考 大型映像装置により広告を表示する場合において、表示時間に一分未満の端数があるときは、その端数を一分とする。

**附則**

この条例は、平成二十一年八月二日から施行する。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第四十七号**

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県立山梨園芸高等学校 山梨県笛吹市」を「山梨県立山梨園芸高等学校 山梨県立笛吹高等学校

校 山梨県笛吹市

山梨県笛吹市」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第四十八号**

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一号中(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

**附則**  
 この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番